

合併浄化槽の設置・維持管理・補助制度

設置と維持管理

■浄化槽を設置する前に下表の届出などが必要です

建築確認を伴う浄化槽の設置	建築確認審査機関等へ提出する書類に必要書類が含まれています
建築確認を伴わない浄化槽の設置	工事着工予定日の12日以上前に設置届等を山武地域振興事務所へ提出
浄化槽使用開始報告書	使用開始後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽使用廃止届	廃止後30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送
浄化槽管理者変更報告書	管理者(持ち主)が変わってから30日以内に山武地域振興事務所へ提出または郵送

■設置工事は専門業者に依頼してください

県に登録のある業者または届出を行っている業者に依頼してください。

■浄化槽の機能を維持し、悪臭や水質汚濁を防ぐため次のことを行ってください

- ・**保守点検** 県に登録のある業者に依頼し、作成された保守点検記録票は3年間保存してください。
- ・**定期清掃** 許可を受けた業者へ依頼し、年1回以上の清掃をしてください。
- ・**法定点検** 浄化槽の機能が維持されているか、(公社)千葉県浄化槽センターが検査をします。浄化槽使用開始後3ヶ月から8ヶ月の間に1回、その後は毎年検査を受けなければなりません。

補助制度

公共水域の水質保全のため、既存の単独(し尿)浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事を実施する場合に、補助金を交付しています。合併浄化槽へ転換し、栗山川をきれいにしませんか。

補助金限度額

区分	単独(し尿)浄化槽から合併浄化槽に転換	汲み取り便槽から合併浄化槽に転換
5人槽	512,000円 ~662,000円	432,000円 ~532,000円
6・7人槽	594,000円 ~744,000円	514,000円 ~614,000円
8~10人槽	728,000円 ~878,000円	648,000円 ~748,000円

【注意】

- ・補助金の交付を希望する方は工事を始める前(計画段階)にご相談ください。
- ・すでに工事を始めている場合は対象となりません。
- ・建物の新築(建て替えを除く)で転換工事を実施せずに合併処理浄化槽を設置する場合や、建て替えを伴う汲み取り便槽からの転換の場合は対象となりません。
- ・販売目的・別荘などは対象となりません。

☎環境防災課環境班 ☎84-1216

令和4年度山武郡市環境衛生組合予算

歳入 (単位：千円)

分担金及び負担金	787,000
使用料及び手数料	186,500
国庫支出金	14,243
財産収入	27,696
繰入金	20,000
繰越金	12,159
諸収入	1,302
組合債	24,100
合計	1,073,000

歳出

議会費	1,374
総務費	128,540
衛生費	909,262
公債費	28,824
予備費	5,000
合計	1,073,000

☎山武郡市環境衛生組合

☎86-3516

令和4年度山武郡市広域行政組合予算

歳入

(単位：千円)

分担金及び負担金	構成市町からの負担金等	3,804,448
使用料及び手数料	し尿処理の手数料等	416,903
国庫支出金	国からの補助金	10,389
財産収入	基金利子・土地貸付収入	6,610
繰入金	財政調整基金・清掃基金からの繰入金	243,560
繰越金	前年度からの繰越金	39,376
諸収入	受託事業収入等	107,964
組合債	千葉県市町村振興協会等からの借入金	265,500
合計		4,894,750

歳出

議会費・総務費	総務・企画・電算	579,853
民生費	老人ホーム・介護認定審査・障害支援区分認定審査	377,742
保健衛生費	斎場・救急医療	270,309
清掃費	し尿処理施設	611,021
消防費	消防本部・消防署3・分署3・出張所1	2,658,441
教育費	視聴覚教材センター・教育相談センター	53,159
公債費	庁舎建設借入金等の返済金	339,225
予備費	予測できない支出が発生した際に充てるお金	5,000
合計		4,894,750

☎山武郡市広域行政組合企画財政課 ☎0475-54-0252